

官報

号外 昭和四十七年五月二十三日

第六十八回 衆議院会議録 第三十一号

昭和四十七年五月二十三日(火曜日)

議事日程 第二十七号

昭和四十七年五月二十三日

午後二時開議

第一 国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第二 国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第三 国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○本日の会議に付した案件

大原亨君の故議員砂原格君に対する追悼演説

日程第一 国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第二 国際民間航空条約の改正に関する千

昭和四十七年五月二十三日 衆議院会議録第三十一号 議員砂原格君逝去につき弔詞贈呈の報告

故議員砂原格君に対する追悼演説

午後二時四分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

○議長(船田中君) 御報告いたすことがあります。議員砂原格君は、去る八日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る二十一日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔議員起立〕

衆議院は多年痼疾のために尽力しききに通信委員長長運輸委員長の要職にあたられた議員三位勲二等砂原格君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

故議員砂原格君に対する追悼演説

○議長(船田中君) この際、弔意を表するため、大原亨君から発言を求められております。これを許します。大原亨君。

〔大原亨君登壇〕

○大原亨君 ただいま議長から御報告がありまして、本院議員砂原格君は、去る五月八日逝去されました。まことに痛恨の念にたえません。

私は、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、つつしんで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

顧みれば、昭和二十年八月六日午前八時十五分、広島市に史上最初の原子爆弾が投下され、ただ一発のこの原爆によって全市は一瞬の閃光とともに灰じんに帰し、未曾有の惨状が現出いたしました。

のであります。このとき、砂原さんは爆心地にほど近い自宅において被爆され、建物の下敷きとなり、文字どおり九死に一生を得られたのであります。あなたは、その後終生放射能の恐怖にさらされることになったのであります。

砂原さんは、それに加えて宿病の糖尿病が悪化

して、本年初めから東京において入院加療し、さらに三月中旬からは被爆者治療の權威である郷里の広島赤十字病院に移って治療に専心しておられました。しかし、私が、去る三月、病院にお見舞いしたときには、奥さまと差し向かいでお話しするに食事をしておられ、「もうだいたいじょうぶだよ」と言って、病人とも思えぬほど元気であり、かたい握手をして別れたのであります。また、最近、再起を期して病院の廊下で歩行練習もされ、六月になったら東京に行くんだ」と言われていたとのことでありました。その御様子から、私はあなたが登院される日の近いことを信じ、心からお待ちしていたのであります。五月八日夜、だれもが思いもかけなかった病状の急変を来し、奥さまの手をしっかりと握ったまま、生けるがごとく大往生を遂げられました。主治医は、あなたの生命を断つた要因に原爆症があったことを指摘されましたが、私は、原爆の悲惨さに思いをいたし、深い悲しみとともに強い憤りを抱かずにはおられません。

私は、昭和三十三年本院に議席を得て以来十四年余になりますが、この間五回にわたる選挙を通じて砂原さんと相争ってまいりました。互いに党派を別にし、主義主張を異にしておりまして、が、庶民的政治家としての砂原さんに対し、心からの尊敬の念を抱き、あなたを相手として戦うことを誇りとしていたのであります。いまここに砂原さんの急逝にあい、私は、いままさらのように人生の無常を感じるとともに、心から痛惜の念を覚えるのであります。(拍手)

砂原さんは、明治三十五年四月、広島県高田郡白木町の農家にお生まれになりました。高等小学校を卒業後一たん農業に従事されましたが、独立独立の志がたかかったあなたは、広島市に出て、幾多の辛酸をなめつつ未来への模索を続けられた。二十二歳にして土木建築事業を興し、事業家としての第一歩を踏み出されました。その後事業は次第に拡大され、やがて砂原組をはじめ各種の分野で幅

昭和四十七年五月二十三日 衆議院會議録第三十一号

故議員砂原格君に対する追悼演説 閣僚民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名され た議定書の締結について承認を求めるの件外三件

九二〇

広く活躍されることになりました。その間、広島商工会議所副会頭にあげられ、地方産業界の指導的役割を果たされたのであります。

砂原さんが地方政界に入られたのは昭和十七年でありました。あなたは、時のいわゆる翼賛選挙に憤慨をし、持ち前の反骨精神から、敢然として広島市会議員の選挙に非推薦で立候補し、初当選をされたのであります。以来、市会議員として、その庶民性と実行力をもって市政の推進にこん身の熱意を傾け、多くの業績をあげられたことは、広島市民周知の事実であります。

そして、昭和二十年八月六日、突如としてあの原爆に襲われたのであります。戦後十六年間にわたって広島市長であった故濱井信三氏は、その著書「原爆市長」の中で、「焼け跡にもようやく秋の気配が動きはじめた。八月の終りから九月の初めにかけて身に傷を受けず、火傷もしなかった人たちが、次々に倒れていった。被爆直後から市役所に出て来て、さかんに活躍していた市会議員の砂原格氏も姿を見せなくなつた」と書いています。が、砂原さんもおいに原爆のため病床に伏すのやむなきに至りました。原爆のため肉親を失い、みずから脱毛や歯ぐきよりの出血などの重症におちいりましたが、不屈の砂原さんは、よくこれを乗り越えて再び不死鳥のように立ち上がり、地元町内会長、消防団長をはじめ市会議員として、混乱の極にあった市民の救済に挺身をされました。

翌二十一年には市会議長の要職につかれ、焦土と化した広島市の復興に全力を傾注し、また、昭和二十二年からは県議会にも議席を占めて、戦後の復興と民生の福祉増進に尽くし、県民の信望を大いに集められたのであります。(拍手)

そして、昭和二十七年十月、第二十五回衆議院議員総選挙が行なわれるや、あなたは、祖国の再建と郷土広島の復興のため努力したいとの決意を固め、激戦の広島県第一区から勇躍立候補し、みごと当選の栄を獲得されたのであります。(拍手)

本院に議席を得られた砂原さんは、長年地方政界においてつちかわれた経験と、あくまでも庶民の生活に根ざした実感的感覚をもって国政に当たられ、その活躍ぶりは独自のものがありました。

昭和三十五年には、第二次池田内閣の通商産業政務次官に就任をされ、中小企業の振興、特に零細企業について、商工会の制度創設に尽力をされました。昭和三十八年には、同じ池田内閣の厚生政務次官となり、みずからの貴重な体験に基づいて原爆被害者対策に積極的に取り組み、また当時から、「街を緑を」と提唱するなど、公害問題に対して先駆的な考えを示されました。

本院においては、運輸、商工、通信、建設その他各委員会の委員あるいは理事となつて、各方面にわたる幅広い活躍をされました。そして、通信委員長あるいは運輸委員長の要職にもあげられ、よくその重責を果たされたのであります。

しかしながら、砂原さんの本領は建設行政にありましたが、特に、道路問題については、実務を知悉した経験とその卓越した実行力をもって貴重な意見を吐き、欠くことのできな権威として、つとに同僚議員の認めるところであります。近代的な交通網の整備は、その国の発展の証左であり、国民の生活や生産を向上させる基本である。これは、道路の重要性がなお実感として受け取られていない当時からの閣下閣議に対する砂原さんの政治信念であり、砂原さんが政治生命をかけて提唱してこられたところでありました。

昭和四十一年には、国土開発振興自動車道建設法の改正案が成立しましたが、砂原さんは、この法律の制定あるいはまた道路建設の実施にあたって、献身的な努力をいたされた。

最近におきましても、本州四国連絡橋公団法案の制定あるいは道路整備五カ年計画の推進に、陰ともひなたともなつて努力をされたのであります。この間の砂原さんの尽力は高く評価されなければなりません。(拍手)

それにつけましても、砂原さんが執念を燃やしておられた地元の中国縦貫自動車道あるいは中国横断道が完成半ばにして急逝されたことは、砂原さんにとって大きな心残りであったのであります。

自由民主党にあつても、道路調査会副会長として、また政務調査会審議委員として、党の政策の立案推進に大きな発言力を持っておられたのであります。

かくして、砂原さんは本院議員に当選すること前後六回、在職十四年八カ月に及び、この間国政に残された功績はまことに偉大なものであります。

思うに、砂原さんは真の大衆政治家であり、きつすいの政党政治家でありました。「政治は、足と真心だ。これに尽きる。奉仕の気持ちで三百六十五日、足を使わなければだめだ。あなたはこれを政治活動の基本姿勢として、いたす中に理想に走らず、常に大衆に接し、大衆の心の中に政治の方向を求めてこられました。困った人があつたらまず救済の手を差し伸べ、理屈や法律はあつたにつけてくればよいではないか」と言いつつ、はだで感じ取つた真実を黙々として現実の政治の上に具現してこられたのであります。そして、時にその政治姿勢に向けられる批判も甘受し、断固としてわが道を歩み続けられたのであります。私は、そこにこそ大衆政治家砂原格君の真骨頂があつたと信ずるものであります。(拍手)

砂原さんは、裸一貫から身を起し、あらゆる辛酸をなめながら、不撓不屈の信念を堅持して、独立独歩、よく今日を築かれました。世人は、そのあなたを立派な伝中の人、あるいはまた、その風貌も加えて、今太閤と評しておられます。しかし、私は、砂原さんが、人生の試練に直面するごとく、それをみずから高めみかくてとし、大衆を愛する至情に転化し、政治家としての、また人間としての形成に昇華してこられたことにこそ、惜しみない敬意と拍手を送りたいと思ふのであります。

あなたの訃報に接し、広島のお宅には次々と弔問客が訪れたのであります。その中には、砂原さん直筆の手紙の束を両手にしっかりと握りしめ、ぼう然として涙にくれながら墓前にたたりむ一市民の姿も見られたのであります。(拍手)それはまさに、みずからを顧みず世をさいて世のため人のためをはかってこられた砂原さんをいたむにふさわしい情景でありました。

御年七十歳。あなたの生命のとしびは静かに消えて、平和の象徴としてよみがえつた広島ににおいて永遠の眠りにつかれたのであります。その全生涯をただ一筋に大衆にささげられたあなたのみたまは、多くの人たちの胸中に不滅の灯としていつまでもいつまでも燃え続けていくことであらう。

現下、内外の情勢は激しい流動を続けております。このときあたり、庶民の中から生まれ、常に庶民とともにある砂原さんのごとき政党政治家を失いましたことは、返す返すも残念なことであり、まことに大きな損失と申さなければなりません。

人の値打ちは棺をおおうてきます。いま私は、病床で最後の握手をかわしたときのあなたの顔じやうでしかもあたたい手のぬくもりをしみじみと感じつつ、砂原さんの人となりをしのび、その功績をたたえ、心から御冥福をお祈りして、追悼のことばをいたします。(拍手)

日程第一 国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第二 国際民間航空条約の改正に関する千九百七十二年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第三 国際民間航空条約第五十六条の改

日本国及びフィンランド共和国は、所得に対する租税に關し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

- (a) 日本国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) フィンランドにおいては、

- (i) 国税である所得税
- (ii) 地方税である所得税
- (iii) 教会税
- (iv) 船員税

(以下「フィンランドの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてその後課される租税であつて1に掲げる租税と同一の又はこれと実質的に類似するものについても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行なわれた改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

3 この条約は、第八条2の規定に關する場合に限り、同条2の租税についても、また、適用する。

第三条

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

- (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に關する法令が施行されているすべての領域をいう。
- (b) 「フィンランド」とは、フィンランド共和国

をいう。

- (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はフィンランドをいう。
- (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はフィンランドの租税をいう。
- (e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体をいう。
- (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
- (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
- (h) 「国民」とは、
- (i) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。
- (ii) フィンランドについては、フィンランドの国籍を有するすべての個人並びにフィンランドにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人、組合及び団体をいう。
- (iii) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、フィンランドについては、大蔵省又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国におけるこの条約の適用上、この条約において特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に關する当該一方の締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」と

とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1の規定によつて双方の締約国の居住者となる個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとなされる締約国を決定する。

3 1の規定によつて双方の締約国の居住者となる者で個人以外のものは、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 管理所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所
- (g) 建築工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月をこえる期間存続するもの

3 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(e) 企業のために広告、情報の提供、科学的調査その他これらに類する準備的又は補助的な性質の活動を行なうことのみを目的として、事業を行なう一定の場所を保有すること。

4 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(5の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)であつて、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使するものは、当該一方の締約国内の恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

5 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつてゐるという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

6 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内で恒久的施設を通じて若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

第六条

1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

- 2 (a) 「不動産」の定義は、(b)及び(c)の規定に従うことを条件として、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。
- (b) 「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附屬する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に關する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取

昭和四十七年五月二十三日 衆議院會議録第三十二号

國際民間航空条約の改正に關する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求
めるの件外三件

九二四

の権利の対価として料金(その金額が確定しているかどうかを問わない)を受け取る権利を含む。

(c) 船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 不動産の所有を目的としかつ不動産を主たる資産とする法人又は協同組合の株式又は持分(当該法人又は協同組合の所有する不動産又はその一部を占有する権利を法律上与えるものである場合に限る。)から生ずる所得(第十条の規定が適用されるものを除く。)に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することが出来る。

4 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

5 1及び4の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び自由職業を行なうために使用される不動産から生ずる所得についても適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設が取得

したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するにあつては、経営費及び一般管理費を含む費用でその恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか他の場所において生じたかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行なわれている場合には、その締約国が租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得も、その恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

2 フィンランドの居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することについて、日本国において事業税を免除されるものとし、

日本国の居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することについて、フィンランドにおいて資本税を免除される。

3 1及び2の規定は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する企業がいかなる種類の共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加している場合についても、同様に適用する。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合は、

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、双方の企業の間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課せられているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することが出来る。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することが出来る。その租税の額は、次のものをこえないものとする。

(a) 当該配当の受領者が、利得の分配に係る事業年度の終了に先だつ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の金額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の金額の十五パーセント

この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内にその配当の支払の基因となつた株式その他の持分と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に対していかなる租税をも課することができず、また、当該留保所得に対して留保所得税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することが出来る。その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントをこえないものとする。

3 この条において、「利子」とは、公債、債券又

は仕債(担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない)その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びその他の所得でそれが生じた締約国の税法上貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子の生じた他方の締約国内にその利子を生じた債権と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 利子は、その支払者が一方の締約国又はその公の機関、地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者(一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、その利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その關係がないとしたならば支払者及び受領者が合意したとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意したとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つたうえ、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条
1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
2 1の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。

税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(映画フィルムを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模範、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に關する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他方の締約国内にその使用料を生じた権利又は財産と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその公の機関、地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、その使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料は、当該恒久的施設が負担するときは、その使用料は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

6 1、2及び5の規定は、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(映画フィルムを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模範、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

7 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報に考慮する場合において、その關係がないとしたならば支払者及び受領者が合意したとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意したとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つたうえ、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条
1 第六条2(a)及び(b)に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に對しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。
2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産(不動産を除く)又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国において使用することができる固定施設に係る財産(不動産を除く)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体とともに行なわれる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定施設の譲渡から生ずる収益を含む)に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く)の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

3 一方の締約国の居住者が前条6並びにこの条の1及び2に規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

第十四条
1 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に關して取得する所得に對しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国に對してのみ租税を課することができる。

第十五条
1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務について取得する報酬に對しては、次の(a)から(c)までのことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
(a) その報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在すること。
(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。
(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機に對して行なわれる勤務に係る報酬に對しては、当該一方の締約国において租税を課することが

おいてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得のうち当該固定的施設に歸せられる部分に對してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十四条
1 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に關して取得する所得に對しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国に對してのみ租税を課することができる。

第十五条
1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

昭和四十七年五月二十三日 衆議院會議録第三十一号

國際民間航空条約の改正に關する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件外三件

九二六

できる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課すること

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動によつて取得する所得に対しては、その活動が行なわれた締約国において租税を課することができる。

2 この条約のいかなる規定にもかかわらず、1の芸能人又は運動家の役務が一方の締約国内で他方の締約国の企業によつて提供される場合には、当該企業が当該役務の提供によつて取得する利益に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十八条

次条1の規定が適用される場合を除くは、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 政府の職務の遂行として一方の締約国又はその地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくはその地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくはその地方公共団体が拠出した基金から支払われる報酬(退職年金を含む。)に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。そのような報酬の受領者が当該一方の締約国の国民である場合には、その報酬に対し、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国又はその地方公共団体が利得を

得る目的で行なう事業に關連して提供される役務につき支払われる報酬又は退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

3 この条の規定の適用上、「締約国」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、日本国政府が資本の全部を所有する機關及び日本銀行

(b) フィンランドについては、政府關係機關、フィンランド銀行及び国民年金機關

4 この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十条

1 大学、学校その他の教育機關において教育又は研究を行なうため一方の締約国を訪れ、二年をこえない期間一時的に滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に係る報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行なわれる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十一条

もつばら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、給付については、それが当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限り、そのとし、所得については、それが当該一方の締約国内で提供される人的役務について受け取るものであつて、年間二千アメリカ合衆国ドル又は日本円若しくはフィンランド・マルカによるその相当額をこえないものである場合に限り。

第二十二条

一方の締約国の居住者の所得で前諸条に明文の規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第二十三条

1 フィンランド内で生ずる所得について納付されるフィンランドの租税は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令に従い、その所得について納付される日本国の租税から控除する。その控除を行なうにあたり、その所得が、フィンランドの居住者である法人がその議決権のある株式又はその発行した全株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払う配当である場合には、フィンランドの居住者である当該法人がその所得について納付するフィンランドの租税を考慮に入れる。

2 フィンランドの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得するときは、フィンランドは、3の規定が適用される場合を除くは、所得に対する租税のうち日本国内で生ずる所得に對する部分を所得に對する租税から控除する。

3 フィンランドの居住者が第十條から第十二條までの規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、フィンランドは、日本国において納付される租税の額と等しい額をその者の所得に對する租税から控除する。ただし、その控除の額は、その控除が行なわれる前に算定された租税の額のうち日本国内で生ずる所得に對する部分をこえないものと

する。

4 3の規定にかかわらず、日本国の居住者である法人がフィンランドの居住者である法人に支払う配当は、支払者及び受領者の双方がフィンランドの居住者であるとしたならばフィンランドの税法上免除されたものとみられる範囲内でフィンランドの租税を免除される。

第二十四条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに關連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務づけるものと解してはならない。

3 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに關連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

4 この条において、「租税」とは、すべての種類の税をいう。

5 この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十五条

1 一方の締約国の居住者は、いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める場合には、それらの締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対しその事案について申立てをすることが

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め

るが、適当な解決を与えることができない場合には、この条約に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するように努める。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するように努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約及びこの条約が適用される租税に關する両締約国の国内法令(当該国内法令に基づく課税がこの条約に適合する場合に限る。)を実施するために必要な情報を交換する。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱ふものとし、この条約の対象である租税の賦課及び徴収に關する者(当局を含む。)以外のいかなる者(当局を含む。)にも開示してはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行ない義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令又は行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十七条

1 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認められた租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によつて享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するように努める。その徴収を行なう締約国は、このようにして徴収された金額につき他方の締約国に対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、いずれの締約国に対しても、租税の徴収に努める締約国の規則及び慣行に抵触し又はその締約国の公の秩序に反するような行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第二十八条

この条約のいかなる規定も、国際法的一般原則又は特別の協定に基づき外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日(後三十日目)に効力を生ずるものとし、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

第三十条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行なうことができる。この場合には、この条約は、双方の締約国において、その通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正

当に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百七十二年二月二十九日にヘルシンキで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

飯村繁

フィンランド共和国のために

リチャード・テッテルマン

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長櫻内義雄君。

○報告書は本号末尾に掲載。

○櫻内義雄君登壇。

「櫻内義雄君登壇」 ただいま議題となりました四件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国際民間航空条約の改正に関する三議定書について申し上げます。

わが国も加盟している国際民間航空機関は、一九六二年八月のローマにおける第十四回総会、一九七一年三月のニューヨークにおける臨時総会及び同年六月のウィーンにおける第十八回総会において、それぞれ国際民間航空条約の改正に關する議定書を採択いたしました。

本三議定書の内容は、国際民間航空機関の臨時總會の開催を要請するために必要とされる最小限の締約國数を、現在の下から締約國總数の五分の一とすること、同機関の理事会の構成員の数を、二十七の締約國から三十の締約國とすること、及び同機関の航空委員会の委員の数を十二人から十五人とすることについて規定しております。

次に、フィンランドとの間の租税条約について申し上げます。

政府は、フィンランド共和国との間に租税条約締結のための交渉を行なつてまいりましたところ、合意に達しましたので、本年二月二十九日ヘルシンキにおいて本条約に署名を行ないました。本条約のおもな内容は、条約の対象となる租税、不動産から生ずる所得に対する課税、企業利得に対する課税方式、船舶または航空機の運用によつて取得する利得に対する相手國の租税の免除、配当、利子及び無体財産権の使用料に対する税率、政府職員、教授、学生等に対する課税の特例、わが国とフィンランドとの間の二重課税の排除方法等について規定しております。

以上四件は、いずれも参議院において承認された後、三月二十四日本委員会に付託されましたが、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、去る十九日質疑を終了し、直ちに採決を行ないましたところ、国際民間航空条約の改正に關する議定書三件は全会一致、また、フィンランドとの租税条約は多数をもって、いずれも承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第一ないし第三の三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本件は委

昭和四十七年五月二十三日 衆議院會議録第三十一号

国際民間航空条約の改正に關する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求め

めるの件外三件 九二七

昭和四十七年五月二十三日 衆議院會議録第三十一号

渡海自治大臣の地方財政法第三十条の二の規定に基づき地方財政の状況報告についての発言

九二八

渡海自治大臣の地方財政法第三十条の二の規定に基づき地方財政の状況報告についての発言

議長(船田中君) 自治大臣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づき地方財政の状況報告について発言を求められております。これを許します。自治大臣渡海元三郎君。

〔国務大臣渡海元三郎君登壇〕

○国務大臣(渡海元三郎君) 地方財政法第三十条の二の規定に基づき、地方財政の状況を御報告申し上げます。

まず、昭和四十五年度の地方財政のうち、普通会計の決算について申し上げますと、決算規模は、歳入十兆四千四百億、歳出九兆八千四百九十九億円であります。前年度に比べますと、歳入において一兆七千九百八十八億、二・一七%、歳出において一兆七千八百十億、二・二%、それぞれ増加しております。

収支の状況について見ますと、全体では、千三百五十四億円の黒字でありまして、前年度に比べますと、十九億円の黒字が増加しております。

次に、地方公営企業会計について申し上げますと、総収益は九千七百八億、総費用は九千八百八十二億で、全体としてまだ収支の均衡を回復するまでには至らず、このうち、交通、病院の二事業の経営状況は深刻であり、特に、交通事業については、抜本的対策の確立が急務となっております。

昭和四十五年度の地方財政は、歳出面におきましては、生活環境施設等の公共施設の整備に重点的な投資が行なわれ、地方公共団体が、地域の特長に応じて住みよい生活の場の整備を推進するため、積極的に事業の実施に取り組んでいることがうかがわれます。また、歳入面におきましては、年度後半からの景気鎮静化の影響も見られま

したが、年度を通じてみますと、地方税、地方交付税等の一般財源も順調な伸びを示し、財政運営はおおむね健全なものであったと存じます。

しかしながら、地方における行政需要の動向を見ますと、立ちおくれた各種公共施設の整備充実をはじめとし、過密対策、公害対策、交通安全対策等、緊急に実施することを要する事業が山積している状況であります。したがって、このような状況に対処するため、地方公共団体は地域社会の実態に即応して適切な施策を講じ、住民福祉の向上を積極的に推進していかねばなりません。内政充実の年代といわれる七〇年代において、地方公共団体の責務はますます重要なものとなっております。これに対し、最近における景気の鎮静化、米国の新経済政策を契機とする国際経済環境の著しい変化に伴う経済の動向から見ますと、今後は歳入の伸長について楽観が許されない情勢にあると思われま

したがって、地方公共団体が増大する行政需要に十分に対処してまいるためには、従来にも増して地方財源の安定確保に努めるとともに、行政経費の合理化と効率化を推進し、財源配分の適正化をはかりつつ、長期的展望に立つた計画的な財政運営について、一そう配意いたしていく必要があると存じます。

以上、地方財政の状況につきまして、その要旨を御報告いたしました次第であります。(拍手)

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての発言に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。中村弘海君。

〔中村弘海君登壇〕

○中村弘海君 私は、自由民主党を代表いたします。ただいま自治大臣から御報告のありました地

方財政の状況に関連し、総理大臣をはじめ関係各大臣に対しまして御質問をいたしたいと存じます。

「地方自治は民主政治の最良の学校である」といふ、イギリスの政治学者ジェームス・ブライスの有名なことばがありますように、民主政治を育成し発展させるためには、地方住民がみずからの意思と責任で身近な問題を処理するという地方自治の本旨が尊重され、そして育てられることが肝要であります。このことは、すでに言い古されていますことではありますけれども、現実には、この重要な基本精神がややもすれば忘れがちなのであります。私は、この際、あらためてこのことを銘記する必要があると存するのであります。

しこうして、この地方自治を育てるためには、その基本的な前提として、地方団体が自主的、かつ、みずからの創意工夫により豊かな地域社会の建設ができるように、自主財源が十分になければなりません。すなわち、地方財政の充実強化が何よりも必要であると考えるのであります。換言すれば、地方財政の充実強化こそ、究極的に民主政治の育成に寄与するものであるとたく信ずるものであります。(拍手)

私は、このような認識に立ちまして、地方財政の諸問題について質問いたしますので、関係各大臣におかれましては、民主政治の骨格ともいえるべき地方自治に対する深い御認識と愛情を持って、客観的に実証的に、説得力のある御所見の披露をお願い申し上げます。(拍手)

さて、地方財政は、昭和四十一年度後半以降、経済の高度成長にささえられて地方税、地方交付税等の一般財源が増加したため、おおむね順調に推移してまいりました。しかし、昭和四十五年年度後半以降の景気後退に加え、昨年八月のドル・ショックによる景気の低迷傾向に伴い、最近の地方財政は新たな危機を迎えるに至っております。このことは、昭和四十五年度の決算におきまして、単年度収支の悪化、赤字市町村の増加等、財政収支においていわれるかけりが濃厚に

かがえるところを見ても明らかであります。

さらに、昭和四十六年度及び四十七年度の地方財政は、歳入面で地方税及び地方交付税の伸び悩みが見られる反面、歳出面におきましては、景気の刺激及び社会資本の整備のために、公共事業の拡大をはかる必要があることなどによる巨額の財源不足が見込まれるに至りました。

このような地方財政の急速な悪化の現況を見ますと、いわゆる地方財政好転論は一時的な現象をとらえたものにすぎず、今日の地方財政の底がいかに浅いものであるかを如実に物語っているものと考えるところであります。地方財政の今日のような財源不足の状態が続く以上、地方団体は、増大する行政需要に対処し、住民福祉の積極的な向上をはかるべく、この困難に立ち向かい、大きな支障を生ずることが深く憂慮されるのであります。

すでに日本経済には構造的な転換が見られており、このような状況のもとで社会資本の整備を強力に推進し、国民生活の充実に向上をはかっていくためには、地方財政は、従来のような、もっぱら単年度収支の均衡を確保することに重点を置いた短期的視点のみの財政運営から脱却し、長期的な視点に立脚した財政の運営に転換するとともに、このような観点に立つて、地方財源の安定的確保とその充実をはかるべく、必要があると考えらるものであります。(拍手)

このためには、地方交付税率の引き上げ、国、地方税源の再配分を含む地方税源の強化をはかる等、地方財源、なかんずく自主財源の充実強化をはかる必要があると考えらるものであります。

これらの基本的な問題に対する総理大臣及び自治大臣、大蔵大臣の御所見を承りたいと存じます。

次に、地方債の問題であります。昭和四十六年度及び四十七年度においては、景気対策、地方財政対策等、特別の要因により、地方債の大幅な増額がはかられております。もとより、社会資本の整備を推進していくためには、地方債の積極的な活用が望ましいのでありますが、

しかし、地方債は申すまでもなく借金であり、その償還は、将来の地方財政を圧迫する要因ともなり得るものであります。したがって、このような相次ぐ地方債の大幅な増加が、将来の地方財政を圧迫することとならないか、このことを憂慮する者は、ひとり私のみではないと考えるのであります。この点についての自治大臣の見解とその対策を承り、あわせて大蔵大臣からも御所見を承りたいと存じます。

また、地方債の中に占める政府資金のウェイトは逐年低下の傾向にあります。政府資金が地域の住民の零細な貯蓄の集積であることから考えますならば、この資金は、その性質上、当然に地域の住民の福祉の向上に優先的に還元されるべきものと考えられるのであります。(拍手)他面、今後の財政投資は、社会福祉の向上、生活関連施設の充実に重点を置かなければならないことから、このことは大いに強調されてしかるべきであると思ふのであります。この点について、大蔵大臣の御所見はいかがでありますか、承りたいと思ひます。

さらに、国庫補助負担事業にかかる地方団体のいわゆる超過負担についてであります。

昭和四十三年以降、関係者の努力によって、ある程度その解消がはかられていくところであり、現在なお多額の超過負担がありますこと、これはまた厳然たる事実であります。このような超過負担は、国と地方の間における財政秩序を乱すものであり、特に、公共事業の大幅な拡大が行なわれている現在、その是正をすみやかにはやらなければ、地方財政に大きな重圧を与えることは多量を要しませんが、したがって、この超過負担を解消するため、補助単価、補助対象等について早急にその改善、適正化がはかられるべきであると思ひますが、この点についての大蔵大臣及び自治大臣の御所見を承りたいと存じます。

地方公営企業は地域住民に不可欠なサービスを提供するのであり、その充実向上が強く要請されているところであり、しかしながら、その経営状況は極度に悪化しており、このことは、今年度の地方財政白書でも明らかとなり、昭和四十五年では全企業の三分の一が赤字を出しており、その累積欠損金は二千三百六十三億円にも及んでいるのであります。特に、交通事業及び病院事業の経営状況はきわめて深刻であります。交通事業について見れば、昭和四十五年度の累積欠損金は一千六百七億円であり、年間料金収入の一・五倍にも達する状況であります。すなわち、都市交通は麻痺寸前の状態におちいっているとして、決して過言ではありません。このような状況のもとにおいて、都市交通のあり方及び公営交通の位置づけをいかに考えておられるか、自治大臣の御所見を承りたいと思ひます。

次に、現在までに累積している赤字の処理の問題についてであります。

公営交通の赤字再建につきましては、すでに再建債が発行され、さらに国庫及び一般会計からの援助も行なわれるとともに、路面電車の撤去等の経営合理化も進められていくところであり、しかしながら、現在すでに、再び再建当初を上回る赤字を生じておるのであります。私は、このような公営交通事業に対する抜本策を講ずるにあつては、国庫の財政再建対策に見られるように、国及び一般会計からのさらにより大幅な援助を講ずべきであり、これなくしては抜本的対策の実施はあきらめざるを得ないのでありますが、この点について、今後どのような対策を講じようとしておられるのか、自治大臣及び大蔵大臣の御所見を承りたいと存じます。

また、公営企業の企業環境の改善につきましても、政府関係各省庁の一致協力がなければ、とうていその実現は至難であると考えられますが、これらについての今後の御決意をあわせて承りたいと存じます。

以上、私は、地方財政の基本的な問題について所信を申し述べ、若干の質問を試みましたが、私が結論的に考えますことは、地方財政の充実強化こそは、地方自治の健全な育成、確立につながるものであり、このことを民主主義の本旨を全うするゆえであるとして再び強調しつつ、私の質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君答へ〕
○内閣総理大臣佐藤栄作君 中村君にお答えをいたします。

中村君からも御指摘のように、地方団体の社会資本の整備を強力に推進し、住みよい生活の場と豊かな地域社会を建設していくためには、それだけの地域の将来像を描き、これに基づいて長期的視点に立つて計画的な財政運営を進め、積極的に住民の要請にこたえていかなければならないと考えます。さらに、このような地方財政の計画的な運営に資するためには、地方財政全体についても適切な長期ビジョンを策定し、これに基づいて、地方財源の安定的確保とその充実をはかつていくことが重要であります。したがって、今後は国民経済全体の立場から、資源配分にあたり、公共部門の大幅な拡充をはかるとともに、国と地方の事務配分及び財源配分の適正化を一層進めるといふ観点に立つて、所要の地方財源を確保するよう検討してまいりたいと考えております。

なお、この場合に、地方自治の本旨に即した地方財源のあり方という観点から、自主財源の強化について十分検討してみたいと考えております。

以上、私からお答えをいたしまして、その他は大蔵、自治大臣等から補足いたします。(拍手)

〔国務大臣渡辺元三郎君答へ〕

○国務大臣渡辺元三郎君 中村君にお答えをいたします。地方財政の長期的な見地に立つての安定した財源の確保並びにその充実の基本的な考え方につきましては、ただいま総理から述べられたとおりでございます。現在の地方公共団体は、立ちおくれしております道路、下水道、清掃施設、これらの生

活関連施設の充実をはからなければなりません。さらに、社会経済の変貌に伴ひまして起きてまいりました過密過疎対策、公害対策、交通対策、福祉対策、これらの要請にもこたえてまいらなければならないのでございます。このために、財源充実を今後ともはからなければならぬことは当然でございますが、その際、特にいま中村君御指摘の地方自治の本旨にのっとりた地方自主財源の確保につとめる、これこそ当然のことと存じます。このために、最も行政需給の増高が考えられますところの都市財源の充実、また、おくれしております地方道の整備のための財源の確保をはかることを通じまして、交付税率を含めての地方財源の拡充に今後とも努力を重ねていく覚悟でございますので、よろしく御了承願ひたいと存じます。

次に、地方債の問題について御指摘がございましたが、昭和四十六年度あるいは四十七年度についての経済の停滞に伴ひますところの地方税収入の落ち込み、また、積極的に取り組んでまいりましたための社会資本の充実、これらのために積極的な地方債の増強をはかつてまいりました。このために、地方財政計画におきまして相対的な地方債の増高が生じたことは、ただいま御指摘になったとおりでございます。全輸入面に占めますその発行割合は八%となつておりますが、私は、現在の状況から考えまして、この程度であれば、将来に特にきびしい重圧を地方財政に与えるものではない、このように確信いたしております。しかしながら、その地方債は、政府資金の増高あるいは償還期限の延長等、積極的に条件改善を行なうことによりまして、将来にわたるところの地方財政に支障を来さないようにはかるとともに、個々の地方団体の財政力、財政規模、これらに即して、交付税とともに、地方債の許可にあたりましてはきめこまかい配慮を行なうことによりまして、将来の財政運営に支障のないように努力してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

昭和四十七年五月二十三日 衆議院會議録第三十一号

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての発言に対する中村弘海君の質疑 地方財政 九三〇

御指摘になりました超過負担の問題でございますが、昭和四十三年から四十六年に至るまで、四十二年の調査に基づきました計画的な解消がはかられたことは御高承のとおりでございます。しかしながら、その間におけるところの物価の上昇あるいは事業量の増大、これらに起因するところによりまして、現在いわゆる国庫補助制度に基づき事業の超過負担が相当生じておることは、御指摘のとおりであると思ひます。このため、予算編成当時、大蔵大臣とも協議いたしまして、特に調査費も予算に計上いたしておりますが、関係各省と、この際さらにあらためて調査を行ないまして、このようない問題が起らないよう、この調査の結果をまづて抜本的対策を講じたい、このように考へておる次第でございます。

次に、都市交通の問題でございますが、現在の都市構造の急激な変貌によりまして、交通需要が非常に膨大になっております。このためには、多額の資金を必要とする高速鉄道の整備等を通じてこの交通難を緩和していくことが、何と申しましても急務であり、この公共的な施設の拡充こそ、都市交通に課せられた任務でございます。今後とも、都市交通は、公営企業が中心となつてその交通問題解決に当たらなければならない。これが都市公営企業の都市におけるところの地位である、私はこのように考へております。

御承知の再建計画の点につきましては、昭和四十一年、国並びに一般会計からの繰り入れ等によりまして再建計画を行なつてまいりましたが、その後におけるところの交通企業環境の、路面渋滞等による悪化が、経営の体質改善に及ばなかつた、それよりも一そう進んでいった。さらに、人件費あるいは資本費の増高あるいは料金の適正化のおくれ、このような状況によりまして多額の赤字を生じております。今回、これらの問題を抜本的に解決をはからなければならぬ。これは単に財政的な見地からだけでなく、都市交通を取り巻くすべての環境、路面渋滞におけるところの公害

交通の優先通行、あるいは料金のあり方の制度の適正化、これらを通じて、関係各省とも十分協議し、抜本的対策をぜひ講じてまいりたい、かように考へておる次第で、目下検討を急いでおります。御了承をお願いいたしたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) 中央、地方の税源再配分の問題で、地方の自主財源を強化せよといふことについては、これは賛成でございます。ただいま自治大臣からお話ございましたが、ただいまの現状を申しますと、地方税の収入と国税の収入、これを比較しますと、大体六六対三四というぐらゐの割合で、中央、地方の税源は、このほが倍ぐらゐになっております。ところが、これに交付税を加え、譲与税を加え、それから各種の補助金を加えますと、これは逆転してしまつて、地方が六七、国が三三といふふうに、この財源の配分は逆になつてしまつて、これが実情でございます。そのうち、最近の地方はいろいろ開発に差があつて、財源が偏在しておりまして、しかも住民は、負担が公平でない、ひどくないといふことを非常にきかいますので、そういうことから見ますと、この偏在しているものを地方の地方税、自主財源によつてこれを再配分しようと思つますと、これは非常に限度がある。それではなかなか適正な財源配分はできない。やはり交付税、譲与税、補助金というよりなものを入れた総合的な財源配分で調整しなければいけないのじゃないか。したがつて、この自主財源の強化については非常に限度があるといふことで、いま私どもは、この配分計画において非常に苦しんで、研究しておるところでございます。

その次の問題は、もう自治大臣からお答のようでございますが、超過負担の解消の問題。これは、補助率の問題、補助率の問題につきましても、今年度実地調査をして対処するといふことになつておりますので、解決されると思ひます。

さしあたり本年度においては、事業ベースによる解消策として、三百四十億圓ぐらゐの超過負担の解消をはかつておるところでございますが、実情によつて、今後さらにこの解消にはつとめるつもりでございます。

それから、地方債の発行についての御質問でございます。国が、こゝろ異常な経済情勢に対応して、国債を発行して公共事業をするといふときには、これに対応して、地方も、一定の地方債を発行して、そして行政水準の維持をするといふことは、これはやはり当然な財政政策であらうと思ひます。その場合に、国と地方の依存度がどうなつておるか申しますと、国の公債依存度は一七・七、これに対して地方の地方債依存度はまだ八〇といふことで、この間には非常に格差がございます。また、この三、四年間の地方財政のあり方を見ますと、規模も内容も非常に大きく改善されておりました。短期的な変動によつて、この変動には耐えられないといふような条件ではございませんので、したがつて、依存率八〇程度の地方債を今年度発行するといふ限りにおいては、これが後年度の地方財政を圧迫するといふようなことは、おそろくないだらうといふふうに考へます。

以上でございます。(拍手)

○議長(船田中君) 山口鶴男君。

〔山口鶴男君登壇〕

○山口鶴男君 日本社会党を代表し、昭和四十五年度地方財政白書に關し、佐藤総理並びに関係大臣に対して質問を行ないます。

昭和四十六、四十七年度の地方財政が戦後最大の危機に直面していることは、何人も否定し得ないであります。今回、政府の発表された地方財政白書の最後の項、「最近の地方財政の傾向と課題」においてすら、「昭和四十五年後半以降の景気後退に加えて、四十六年八月に発表されたアメリカの新経済政策を契機とする国際経済環境の著

しい変化に伴い、景気は再び低迷傾向を強めることとなり、地方財政も、従来と著しく異なる局面を迎へることとなつた。」「四十六年度および四十七年度の地方財政においては、税収の伸び悩み等による歳入の伸びの鈍化と景気の刺激および社会資本の整備の促進を図るための建設事業の拡大等による歳出の増加とがあひまつて、多額の財源不足が見込まれるにいたつた」と告白しているではありませんか。

戦後、地方財政は、三たび深刻な危機を経験いたしました。第一は、地方自治体が軒並み赤字団体に転落し、ついに地方財政再建促進特別措置法を制定せざるを得ない羽目に立ち至つた昭和二十八年、二十九年の時期であり、第二は、佐藤内閣成立直後の昭和四十年不況によつて、政府が国の予算において初めて公債発行に踏み切つた昭和四十年、四十一年の時期であり、第三は昭和四十六年、四十七年度の今回であります。

佐藤総理、ある雑誌によれば、財界の一部から貧乏神ではないかと噂されてゐるのを御存じですか。佐藤総理が登壇した直後、深刻な不況が到来し、いま、七年有半、最長不倒距離といわれる長期政権を維持しながら、内外政策の完全な失敗から、世界最高の円切り上げを押しつけられ、戦後最大の経済危機を現出し、そのあまりに長かつた政権の座を去らんといたしております。不況を伴つて登壇し、不況の最中に去る、まさに、財界のうわさむべなるかなと言ふべきかもしれませぬ。(拍手)

ところで、昭和四十六年度の地方財政は、国税三税の落ち込みによる地方交付税の減少、法人事業税を中心とする地方税の減収、国の景気浮揚対策のための公共事業の地方負担の増加など、三重の苦め害に呻吟いたしております。政府は一応五千三百一十億圓の地方財政対策を講じたものの、その対策はきわめて不十分なものであり、地方自治体の多くは、一千億圓もの減収補てん債によつて、からくも収支のつじつまを合わせる始末だつ

たではありませんか。

昭和四十七年度の地方財政は、当初一兆円の財源不足が見込まれたのでありますが、政府の講じた措置は、臨時地方特例交付金一千五百億円、交付税特別会計における借り入れ六百億円、臨時沖繩特別交付金三百六十五億円、地方債の増額四千九百八十八億円など、八千億円の措置にとどまればかりでなく、そのうち、一千六百億円と四千九百八十八億円の合計六千五百八十八億円は、名目はともかく、地方自治体の借金ではありませんか。

政府は、国も昭和四十七年度は一兆九千五百億円の公債を発行している借金財政だといふかも知れません。しかし、地方財政は、国が公債発行を行なう以前から、地方債という名の借金を押しつけられていたのであります。現に、地方財政白書によれば、昭和四十五年度末の普通会計における地方債の現在高は二兆九千七百七十七億円の巨額に達しているものであります。その後、昭和四十六年度は元金返済を除いて七千億円の増加、昭和四十七年度は同じく七千三百億円の増加が見込まれ、本年度末の地方財政の現債務は、実に四兆五千億円となることは確実といわなければなりません。

しかも、利率の安い政府資金の割合は年々低下をいたしております。昭和四十年年度現債務のうち、政府資金の割合が七〇%であったのに、昭和四十五年度のそれは五七%に低下をいたしているものであります。そして、市中銀行からの借り入れなど質の悪い公債、繰上債の割合が増大していることを注目しなければなりません。昭和四十七年度の財政計画五兆六千三百五十億円のうち、資金運用部資金が七五%を占めているにかかわらず、地方債計画では、その割合はわずかに五六%にすぎないではありませんか。

佐藤総理、あなたは、昭和三十九年総理に就任するにあたり、人間尊重と社会開発を国民に公約をされました。地方自治法第二条を引くまでもなく、地域住民の生命、健康、福祉を守る責務は地

方自治体にあります。社会開発、すなわち公害対策、住宅、下水道、都市公園、ごみ処理などのための公共事業の遂行者は地方自治体であることは言うまでもないのであります。しかも、佐藤総理は、七〇年代は内政の年と言われました。国は法律を制定し、各種の予算を計上するけれども、実際に事業を執行するのは地方自治体であることは明らかではありませんか。

現に、地方財政白書によれば、昭和四十五年度において租税として徴収された額十一兆五千二百六十一億円のうち、国税は七兆七千七百五十四億円であるのに対し、地方税は三兆七千五百七十七億円にすぎません。その比率は六八対三二という状況であります。一方、国と地方との純計歳出額は十四兆一千九百八十一億円であつて、最終支出者としての国は四兆五千九百九十四億円、地方は九兆六千八百八十七億円であつて、その比率は国が三二、地方が六八となつており、租税の徴収比率と最終支出者の比率とは、実に二倍に逆転をいたしておるのであります。

さらにその内容を分析いたしますと、昭和四十五年度における国と地方の純計歳出規模目的別分類によれば、地方は、国土開発費の七九%、学校教育費の八七%、衛生費の九一%、住宅費の九四%、失業対策費の九四%、民生費の五六%、商工費の六七%、農林水産費の三二%を支出しており、国民生活に關係する事業の執行において、地方自治体の果たす役割りがきわめて大なるものがあることを明確に示しているものであります。

佐藤総理、あなたは、人間尊重、社会開発、七〇年代は内政の年ということばを口にされた以上、それを着実に実行する地方自治体をして事業を執行し得る力、財政力を付与しなければならぬいではありませんか。

具体的には、第一に、租税の徴収の比率と最終支出者との比率が完全に逆転しているという、わが国の誤つた現状を是正すること、租税徴収の比率を六八対三二から、せめて五〇対五〇にするた

めに、国と地方との税源再配分を断行すべきであります。

第二に、税源再配分を完全に実行に移すためには若干の時日を必要とするかも知れません。とするならば、昭和四十一年度以降六年間にわたつて押えてきた地方交付税率三三%を、少なくとも三五%以上に引き上げるべきであります。(拍手)と同時に、建設公債とはいふものの、実質は歳入欠陥を補てんするための赤字公債について、その額に交付税率を乗じた額を特例交付金として一般会計より交付税特別会計に繰り入れる措置をとるべきであります。

第三に、郵便貯金、厚生年金、国民年金など、庶民の貯蓄や積み立て金によつて占められている資金運用部資金については、地方自治体の一般会計、準公営企業債、公営企業債に対して優先的に振り向ける制度を確立すべきであります。

以上三点について、佐藤総理の基本的な見解を求める次第です。同時に、大蔵、自治両大臣の見解を求めるものであります。

次に、地方公営企業に關して、問題点を指摘をいたします。

国の予算編成のたびに、三K赤字といふことが繰り返されてきました。国鉄会計、食糧会計、健保会計の三つであります。現に、第六十八通常国会の現在の焦点は、国鉄運賃法改正、国鉄財政再建促進特別措置法改正であり、健保保険法改正であることは、衆目の一致するところであります。さらにまた、近く開かれる米価審議会の結論は、本年度の補正の大きな要因となることは必至であります。これらはきわめて重大な政治課題であることはもちろんであります。忘れてならないのは、地方公営企業の危機であります。

昭和四十一年、地方公営企業法改正によつて、財政面からの再建措置を講じたものの、かえつて赤字額は増加の一途をたどり、財政再建は完全に失敗をいたしましたのであります。

地方財政白書によれば、昭和四十五年度の上

水道事業、交通事業、病院事業など、地方公営企業の単年度純損失額は五百七十五億円であり、単年度欠損金比率は七%、累積欠損金は実に二千三百六十三億円の巨額に達しているものであります。

特に交通事業においては、昭和四十五年度末、七十九事業のうち、純損失を生じた事業数は三分の二に当たる五十四、純損失額は三百四十九億円となつており、累積欠損金は千六百七十七億円に達しているものであります。全国をカバーする国鉄の累積欠損金が昭和四十五年度末五千六百億円であることから見て、公営交通の経営の危機は国鉄のそれを上回ると言つても過言ではないであります。

国鉄会計の赤字が、交通革命の進行、特にモーターゼーション、過疎、過密の激化などによつてもたらされたと同様に、公営交通もその例外ではありません。

すでに欧米各国においては、大都市に交通行政の権限を付与する、都市の高速鉄道に對して大幅な助成を行なう、交通一元化を断行する、専用レーン、優先レーンを大幅に実施するなどの具体的措置を行なっているものであります。しかるに、わが国においては、総合交通開発會議において、「総合交通体系について」という作文ができた程度ではありませんか。

地方公営企業、特に危機に立つ公営交通の再建にどのようにして取り組むか、佐藤総理並びに自治、大蔵両大臣の所信を求めるものであります。さて、七〇年代は内政の年といわれながら、佐藤内閣の地方行政に對する施策は貧困をきわめてきました。その結果どうでしょう。全国四十七都道府県中、東京、大阪、京都、神奈川など、革新知事が続々と誕生し、六百有余の市のうち大阪、横浜、京都、川崎、仙台など、大都市の市長は大部分革新の勝利のうちに終わりました。ことしに入つてからの市長選挙において、保守対革新の勝負は三対十で圧倒的に革新の側が勝利をいたしているではありませんか。伊勢市、橿原市において

昭和四十七年五月二十三日 衆議院會議録第三十一号 地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての発言に対する山口鶴男君の質疑

九三二

も有史以来初めて革新の市長が出現するなど、いまや全国の革新市長は百二十名の多数を数えるに至ったのであります。

佐藤総理の七年有半の長期政権の間、地方財政の危機は深まるばかりでありました。しかし、住民のための自治を求める住民運動、市民運動の力は、わずかに一九％という史上最低の佐藤内閣の支持率の低下に反比例して高まるばかりであり、その結果、住民本位の自治体、革新自治体を増大させたのであります。佐藤総理長く居すわって革新自治体をふやすというべきでありましょう。佐藤総理の率直な感想をお伺いをいたしまして、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 山口君にお答えをいたします。

山口君からは、意見を交えて多くの問題についてお尋ねがございましたが、私からは政府の基本的な考え方を答へし、足りない点につきまして、大蔵大臣並びに自治大臣から補足することといたしますから、あらかじめ御了承をお願いしたいと思います。

まず、国と地方との税源配分の問題であります。山口君と同じように、私も社会、経済情勢の急速な進展に伴う地方団体の財政需要の増高に対処するため、地方税源、特に都市税源の充実をはかることが必要だと考えております。ただ、国、地方を通じての税源再配分の問題は、行政事務の配分や地方交付税、国庫補助制度等の問題とも関連する問題でありますので、政府といたしましては、地方制度調査会及び税制調査会における審議をまっぴらで、慎重に検討していきたいと考えております。山口君から御指摘の地方交付税率の引き上げの問題も、この基本的問題の一環として検討してまいります。

次に、財投資金につきましては、かねてから、国民生活の安定、向上に役立つ住宅、生活環境整備等に重点的に振り向けるように配慮していること

ところであります。特に、地方公共団体の行なう事業につきましては、直接に地域住民の福祉向上につながるものが多いことにかんがみ、資金事情や地方公共団体の財政状況等を勘案しながら、できる限り政府資金を確保するよう努力しており、今後ともこの方針に変わりはなく、この方針を貫いていくと考えてございます。

次に、地方公共交通事業の多くが経営危機に直面していることは、山口君の御指摘のとおりであります。政府といたしましては、かねてから公共交通の財政再建のため、各般の措置を講じてきたところであります。路面渋滞等、企業環境の変化が予想以上に激しかったため、その効果が十分にあらわれなかったのが実情であります。今後は、財政対策のみでなく、企業環境の改善を含めた抜本対策を、総合交通体系の問題の一環として積極的に検討していくと考えてあります。

最後に、山口君から、最近の地方選挙の結果についての感想を求められましたが、選挙の結果は、国民の厳密な審判が下ったものでありますから、私から何ら申し上げるべきことはありません。国会議員の選挙の場合と全く同じである、かように考えております。

以上、お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣(水田三喜男君)登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) 国税と地方税の徴収の比率をせめて五対五ぐらいに再配分できないかという御質問でございましたが、これは先ほど申しましたように、ただいまは六対三三三というところになっております。これに交付税と譲与税を加えますと、ちょうど国税が五一、地方税が四九と、約五対五になるわけでございますが、同じような比率にしようと思つたところ、ここで三兆円以上の調整を要する。これを地方税で調整することができるとか申ししますと、さつきも申しましたように、なかなかむずかしい問題でございまして、やはり総合的な財源調整策をとらなければいけないだろうと存じます。

その場合に、財源調整策として交付税率を引き上げたらどうかという問題でございしますが、これはただいま総理からお答えになりましたように、他の補助金制度のあり方とか、あるいは中央、地方の事務配分のあり方というものと関連して決定するべきものでございしますので、これは総合的に研究するべき問題であらうと思つて、交付税は、御承知のように、法律において、これは短期的な事情で変更すべきじゃないと定めてあるとおり、財源不足が非常に長期的に続くという場合には初めて変更すべきものだというふうに法律では書かれておりますが、しかし、これはやはり他の制度との関連において動かさるべきものというふうに私は考えます。

その次は、歳入の欠陥を補つるために国が公債を出したときには、それに交付税率をかけた額を交付税に入れたらどうかという点でございしましたが、ただいま国と地方の財源配分によって国の財政、地方の財政が一定の比率で落ちついていくときでございまして、その範囲内においてお互いが責任を持つというときに、一般徴収と公債の収入とを一緒にしてそういう財源配分をした場合には、これはもう非常に混乱を生ずるといふことははっきりいたします。実質的な配分関係は適切でしてしまふことではございますので、これは適切ではないというふうに考えます。

それから、政府資金をできるだけ自治体の一般会計債とか準公営企業債、公営企業債に優先的に充当しろというお話でございましたが、そのとおりいたしたいと存じます。今年度は財投の中で政府資金の伸びは三％でございましたが、この政府資金を地方財政に、地方の公営事業に振り向けた率は四八％も増加したということで、国の財政資金のふえ方よりも、地方財政にこれを充当した率のほうがはるかに多いということでございますが、本年度からさういう充当のしかたをやつた次第でございしますので、今後ともさらにその方向で強化したいと考えてます。(拍手)

〔国務大臣(渡海元三郎君)登壇〕

○国務大臣(渡海元三郎君) 税源再配分の問題、交付税の問題、総理並びに大蔵大臣からお答えになりましたが、交付税は御承知のとおり四十一年度の赤字対策のときに三二％に引き上げました。その結果、毎年経済の向上とも相まじりまして二〇％程度の増高を来した、このために著しく地方財源の充実、改善に役立ったことは御承知のとおりでございます。

この間、地方交付税率を引き下げてはどうかという議論もございましたが、交付税率は軽々にいふべきでない、このような議論で今日まで来たのがその推移でございまして、昨年度からの景気停滞によりまして、いま申しましたとおり、一時的な景気の停滞でございしますので、とりあえずこのたびは交付税率の引き上げによらず、特別交付金あるいは交付税特別会計の借入れ、あるいは地方債の増額、これらによって措置させていただいたような次第でございまして、

しかしながら、地方行政の需要の増大ということも考えてまいります。今後とも、交付税率のあり方あるいは山口君御指摘の公債発行下における地方財政のあり方、これらにつきまして、今後の経済推移等ながめまして、長期的な観点に立つて検討を加えてまいらなければならぬ、このように考えておるような次第でござい

ます。

地方債の問題につきましては、庶民の貯蓄の積み立てであります政府資金でございしますので、庶民の日常生活に関係ある各種施設に還元される、御指摘のとおりであらうと思つております。

本年度の起債につきましては、いま大蔵大臣からお述べになったとおりでございまして、国の財政投融資の計画の中に占める政府資金の伸びが三％に對しまして、地方債の中における政府資金の伸びが四八％、相当上回つておりますが、地方債全体の比率におきましては、地方債が大きい関係上低下いたしましたことは、御指摘のとおりでござ

ございます。今後ともその増強について私たちは努力してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

なお、都市交通対策につきましては、先ほども中村議員に答えたとおりでございますが、予算編成当時、特に関係ある大蔵、運輸両大臣に自治大臣として入れ込まれて、四十八年度で抜本対策を立てることをお約束願っておる次第でございますので、ぜひとも推し進めてまいりたい、かように考えております。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 福田 赳夫君
大蔵大臣 水田 三喜男君
自治大臣 渡海元三郎君

○明読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る十九日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申し出の、次の者を第六十八回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣総理大臣官房管理室長 佐々 成美

総理府統計局長 加藤 泰守

沖繩開発政務次官 玉置 和郎

沖繩開発庁総務局長 岡田 純夫

沖繩開発庁振興局長 渥美 謙二

(政府委員任命)

一、去る十九日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、十九日議長において承認した佐々成美外

四名を同日第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(報告書受領)

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭和四十五年度において防災に關してとつた措置の概況の報告書

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭和四十七年度において実施すべき防災に關する計画の報告書

(議席変更)

一、去る二十日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

五一

五二

五三

五四

五五

五六

五七

五八

五九

六〇

六一

六二

六三

六四

六五

六六

六七

六八

六九

七〇

七一

七二

七三

七四

七五

七六

七七

七八

石橋 政嗣君 補欠 安井 吉典君
如 和君 土井たか子君
土井たか子君 如 和君
安井 吉典君 石橋 政嗣君

外務委員

辭任

豐 永光君 補欠 山崎平八郎君

農林水産委員

辭任

山崎平八郎君 補欠 豐 永光君

松沢 俊昭君 補欠 芳賀 貢君

芳賀 貢君 補欠 松沢 俊昭君

商工委員

辭任

北澤 直吉君 補欠 左藤 恵君

左藤 恵君 補欠 北澤 直吉君

預算委員

辭任

安井 吉典君 補欠 石橋 政嗣君

石橋 政嗣君 補欠 安井 吉典君

決算委員

辭任

阿部 文男君 補欠 北澤 直吉君

北澤 直吉君 補欠 阿部 文男君

芳賀 貢君 補欠 松沢 俊昭君

松沢 俊昭君 補欠 芳賀 貢君

(特別委員辭任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

辭任

加藤 清二君 補欠 細谷 治嘉君

細谷 治嘉君 補欠 加藤 清二君

(議案提出)

一、昨二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

靖国神社法案(保利茂君外五十七名提出)

(条約送付)
一、去る十九日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めの件

(議案送付)

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

日本勤労者住宅協会の法の一部を改正する法律案

(建設委員長提出)

一、去る十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

日本勤労者住宅協会の法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、第六十七回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法の法の一部を改正する法律案

国際民間航空条約の改正に關する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に關する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国も加盟している国際民間航空機関(以下「機関」といふ)は、一九六二年八月二十一日

昭和四十七年五月二十三日 衆議院會議録第三十一号 議案に関する報告書

九三四

からローマで行なわれた第十四回総会において、国際民間航空条約の改正に関する議定書を機関の事務局長が作成すべきことを決議した。本議定書は、総会の右決定に基づき、本議定書を作成し、機関の総会議長及び総会事務局長は、総会の委任をうけて、一九六二年九月十五日日本議定書に署名を行なつた。

本議定書は、機関の臨時総会の開催を要請するために必要とされる最小限の締約国数を現在の十から締約国の総数の五分の一とすることに規定している。

なお、本議定書は、六十六番目の批准書が機関に寄託された日に、これを批准した国について効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めることである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、機関の円滑な運営にとつて適切であると考えられるので、妥当な措置であるとして、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十七年五月十九日

衆議院議長 船田 中殿 外務委員長 櫻内 義雄

国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一三年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国も加盟している国際民間航空機関(以下「機関」という)は、一九七一年三月十一日からニュー・ヨークで行なわれた臨時総会において、国際民間航空条約の改正に関する議定書を機関の事務局長が作成すべきことを決議した。機関の事務局長は、総会の右決定に基づき、本議定書を作成し、機関の総会議長及び総会事務局長は、総会の委任をうけて、一九七一年三月十二日日本議定書に署名を行なつた。

本議定書は、機関の理事会の構成員の数を二十七の締約国から三十の締約国に増加することについて規定している。

なお、本議定書は、八十番目の批准書が機関

に寄託された日に、これを批准した国について効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めることである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、機関における国際協力を増進するうえに有益であると考えられるので、妥当な措置であるとして、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十七年五月十九日

衆議院議長 船田 中殿 外務委員長 櫻内 義雄

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国も加盟している国際民間航空機関(以下「機関」という)は、一九七一年七月五日からウィーンで行なわれた第十四回総会において、国際民間航空条約の改正に関する議定書を機関の事務局長が作成すべきことを決議した。機関の事務局長は、総会の右決定に基づき、本議定書を作成し、機関の総会議長及び総会事務局長は、総会の委任をうけて、一九七一年七月七日日本議定書に署名を行なつた。

本議定書は、機関の航空委員会の委員の数を十二人から十五人に増加することについて規定している。

なお、本議定書は、八十番目の批准書が機関に寄託された日に、これを批准した国について効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めることである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、機関における国際協力を増進するうえに有益であると考えられるので、妥当な措置であるとして、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十七年五月十九日

衆議院議長 船田 中殿 外務委員長 櫻内 義雄

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、フィンランド共和国との間に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結するため、交渉を行なつてきた結果、合意に達したので、昭和四十七年二月二十九日、ヘルシンキにおいて、本条約に署名を行なつた。

本条約の主な内容は、適用の対象となる租税、不動産から生ずる所得に対する課税方法、企業の利得に対する課税基準、船舶又は航空機の運用によつて取得する利得に対する租税の免除、配当、利子及び無体財産権の使用料等に対する課税、政府職員、短期滞在者、短期滞在の教授又は教員、学生又は事業修習者が受け取る報酬等に対する租税の免除、両国の二重課税の排除方法及び租税上の内国民待遇の相互供与等について規定している。

なお、本条約は、批准書の交換の日の後三十日以内に効力を生じ、その効力を生じた年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用するものとする。本条約は、無期限に効力を有するが、効力発生の日から五年の期間を経過した後は、各年の六月三十日以前に他方の締約国に対し書面による終了の通告を行なうことによつて、その通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失ふことになっている。

二 本件の議決理由

本条約を締結することにより、両国の関係は、二重課税回避の制度を通じて、経済、技術及び文化面での交流が一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置であるとして、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十七年五月十九日 衆議院議長 船田 中殿 外務委員長 櫻内 義雄

衆議院會議録第二十九号中正誤

ページ 段行 誤 正
八六四 四三 消滅 削減
八六九 四二 二案案 二法案
八七〇 四一 措置 指導

定価 一部 五十円 (送料別) 発行所 東京都港区赤坂英町二番地 郵便番号一〇七 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二 四四二(二六代)

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可